

原 著

## 深夜の繁華街における虞犯少年の社会医学的研究

### Socio-medical investigation of juvenile status offenders in late night downtown areas

田中 勤

Tsutomu TANAKA

中京大学大学院法学研究科

Chukyo University Graduate School of Law

抄 録

非行の中でも幅広い程度の差がある虞犯少年の実態把握は十分になされているとはいえない。筆者らは、2007年9月より2009年9月にわたり、深夜徘徊を虞犯少年のメルクマールとして、週末の繁華街街頭において少年たちに聞き取り調査を行った。対象は、18歳未満の思春期男女少年（ただし、通常の教育課程における高校3年生年齢の18歳は年長少年として対象者に含めた）であり、質問内容は、生活状況、リプロダクティブ・ヘルスに関する質問、DSM-TRの境界性人格障害診断基準を参考にしたメンタル・ヘルスに関する質問などを主項目とし、口頭による回答を調査者が記入した。この調査を行った少年たちの中から、深夜の街との関係が構築され、著しく健康を脅かされていると思われる深刻なケースについて検討した。これら少年たちのケースから、以下の特徴を見出した。家庭、学校に居場所がないこどもはつながりを求め、深夜の繁華街に出てくる。そこで違法風俗店や薬物などのブラック・マーケットとのつながりが築かれる。それらの少年の中には、児童虐待を受けている者も認められ、一方で、親権・監護権者や教師との関係が良好なこどもにも虞犯傾向は認められる。本調査活動により、こどもを取り巻く環境の重要性と、少年非行・少年犯罪の予防には多数を対象とする一般予防とともに、少年個人を対象とする個別対応、すなわち特別予防が重要であり、最も身近にいる親・教師などが個別に熱意と愛情をもってこどもたちに接しなければならないという基本原則が導かれる。

Abstract

Current understanding of the situation of status offenders (in danger of crime) who exhibit a wide range of juvenile delinquency behaviors should not be considered sufficient. We conducted an interview study of status offenders on downtown streets in the middle of the night from September 2007 to September 2009. We directly contacted adolescent boys and girls (under 18 years old) who wandered the downtown area in the dead of night and asked them questions about their life, reproductive health, and mental health through questionnaires based on Borderline Personality Disorder of DSM-IV-TR criteria. We found serious cases that have dangerous connections with illicit activities and those that threaten to damage their lives. Most of them have no place in their family, and some of them are battered and/or neglected by their parents. Criminal elements tempt children into drugs and prostitution on the street or in clubs or karaoke bars. In contrast, some status offenders have good relationships with their parents and teachers. We can conclude that social bonds play a critical role in juvenile delinquency. Therefore, specific deterrence, along with general deterrence, is important. For deterrence of juvenile delinquency, not only does the government need to improve the social environment and system of juvenile justice, but also parents and teachers who have responsibilities for the children's lives need to give them attention with love and affection.

キーワード：虞犯少年、深夜の繁華街、ブラック・マーケット、親・教師、絆

Key words : status offenders, downtown at midnight, black market, parents and teachers, social bond

## I. はじめに

犯罪とは、構成要件に該当し、違法で、有責な行為であり、法に規定された要件に該当する行為についてのみ、犯罪の成否の検討が開始される。構成要件に該当する行為については違法性が推定される。さらに、責任能力がなければ犯罪とはならない<sup>1)</sup>。その点において、少年非行は成人の犯罪と決定的に区別される。すなわち、犯罪の成立要件のうち、構成要件に該当する行為があったとしても、行為者が少年である場合に、刑事責任能力が斟酌されて犯罪の成立が否定されることがある。また、成人に比して、少年はその未熟性から刑罰による司法的解決よりも、福祉的視点に基づいた保護的処分が優先される。これをパターンリズムといい、少年司法の根本原理とされている。

非行は思春期の少年にとって最大の健康有害事象の一つである。個人を尊重する憲法をもつわが国において、なぜあえてパターンリズムが必要なのかを検討する上で、現場の実態把握による検証が重要である。

さて、非行少年と少年非行について、少年法第 3 条第 1 項によると、表 1 のようにまとめることができ、虞犯についてはその概念はあいまいである。虞犯があいまいであるがゆえに、虞犯少年の保護を徹底させると保護対象が限りなく広がり、「過保護」になりかねない。しかしながら、虞犯行動に至る過程では、暴力団構成員などの犯罪傾向ある大人との接触機会をもつ機会が多くなることも確かである。すなわち、虞犯は少年犯罪、ひいては成人犯罪への入り口として無視できない。

さらに、触法・犯罪少年は少年司法・福祉による保護・調査の対象となるため、手厚いケアがなされが、虞犯少年の場合は、その広い概念にもかかわらず、保護件数そのものが少ない（年間 700 件程度）<sup>2)</sup>。警察実務

において、虞犯少年に対するパターンリズム<sup>3)</sup>の過度な行使が自重されていることが考えられ、それ自体は好ましいことなのだが、保護件数の少なさからみても、その実態が十分把握されているとはいえない（ただし、保護対象となった少年については少年法 8 条以下に調査に関する規定がある）<sup>4)</sup>。かといって、警察の補導活動はマンパワーの面で限界がある。中学校・高等学校教員などによる街頭補導は地域・学区以外では行われていないのが現状である。そういう点から、虞犯少年についてはケアについての間隙が生じていると考えることができる。

実際に現場に出てみると、家庭や学校、地域社会で居場所のない少年たちが、自らの居場所を求めて深夜の街を徘徊している<sup>5)</sup>。少年非行は社会問題であっても、こどもの個性を尊重するという立場からは、個別的問題が重要となる。個別ケースを考えることで、少年非行を経験化していく作業が不可欠であると考えられる<sup>6)</sup>。また、深夜徘徊をしている少年たちの生の声の一端を知ることは大人の責任であると指摘しうる。一方、わが国における少年非行の取り扱いについては、重大少年事件が生じると少年法「改正」が声高に主張される。しかし、ひとつの司法・福祉システムを変えるだけで、数の上では少ない重大凶悪少年犯罪をどれだけ抑制できるのかについて、科学的考察をした研究報告はされていない。

そこで、本論での研究目的は、家庭・学校・友人など社会環境要因や少年自身の精神健康度がどのように虞犯傾向に作用しているのか、虞犯少年にどのような大人が接近し、少年犯罪・触法行為の誘因となっているのか、さらに性行動は虞犯傾向とどのように関連しているのかについて、明確にすることである。

表 1. 非行少年と少年非行（少年法第 3 条第 1 項より）

1. 罪を犯した少年（犯罪少年）	←	少年犯罪（14～19 歳の少年による犯罪）
2. 14 歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）	←	触法行為（14 歳未満の少年による「犯罪」）
3. その性格または環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をする虞（おそれ）のある少年（虞犯少年）	←	虞犯（ぐはん）

虞犯とは、以下の事由があつて、将来犯罪を起こす虞〔おそれ〕があると認められること

- (イ) 保護者の正当な監督に服しない性癖があること
- (ロ) 正当な理由なく家庭に寄り付かないこと
- (ハ) 犯罪性のある人と交際したりいかかわしい場所に出入りしたりすること
- (ニ) 自己または他人の徳性を害する行為をする性癖があること

## II. 対象と方法

### 場所・期間・対象

名古屋市市内繁華街や公園において深夜徘徊している思春期（18歳未満）男女少年を対象とした。ただし、通常の高校3年生年齢の18歳は対象者に含めた。2007年9月より2009年9月にわたり、毎週土曜日深夜（愛知県青少年保護育成条例では23時以降日の出まで）より日曜日未明まで、街頭・公園などにいる少年について、「深夜徘徊」を「虞犯」少年のメルクマールとして、声かけの対象とした（2007年5月より、深夜の繁華街・歓楽街などで風俗店などの呼び込み店員、警察官などに聞き込みを行い、予備調査を実施している）。

### 方法

街頭における任意・匿名の聞き取り調査によるケーススタディの方法をとった。当該少年の生活状況、リプロダクティブ・ヘルスに関する質問項目、Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders 4th Ed Text Revision (DSM-IV-TR)<sup>7)</sup>の境界性人格障害診断基準を参考に作成したメンタル・ヘルスに関する質問などを主項目とする調査用紙を用い、被対象者の口頭による回答を調査者が記録した。聞き取りの具体的項目として、年齢、職業、家庭環境、自傷行為、乱費、性行動、薬物乱用、暴走行為、食行動の異常、自己肯定感、将来の夢などについて非構造化面接 (Informal Interviewing)<sup>8)</sup>を実施した。得られたそれぞれのケースにおいて、深夜徘徊を常習とする少年や深夜就業している少年など、深夜の街との関係が構築されてしまっているケースについて個別の問題を検討した。臨床の現場において印象を書き留めることは不可欠の作業であることを根拠に、被対象者に対する調査者の主観的印象を評価として加えたものもある。

### 倫理的配慮

被対象者には、研究調査の目的と方法について説明し、同意を得た者に聞き取りを行った。犯罪・触法行為についての告白があっても、刑法134条の守秘義務に準じて、個人の秘密を守ることを確約した。ただし、今後は犯罪・触法行為を行わないように助言するなどした。被対象者のラベリング<sup>9)</sup>防止のため、調査資料は個人が特定できないように、在学名・出身校名などは記載せず、匿名化した。シビアな事態や要保護事例に遭遇した場合は、研究調査よりも被対象者の少年へのサポートを優先することを方針とした。

### 危機管理・安全配慮

名古屋市市内の深夜の繁華街は、犯罪頻発区域であり、調査者の安全原則を以下のように定めた。

- ・ 犯罪の危険を感じたら直ちに現場を立ち去る。
- ・ 正当防衛権は行使しない。調査者らが現場を立ち去りさえすれば、そもそも犯罪者は発生しないからである。
- ・ 成人の暴力犯罪を発見したら速やかに警察に通報することを基本とする（現場に立つ者としての責任を果たす）。
- ・ 繁華街に生きる人々に敬意を抱く。性風俗業界で働く人たちは、社会から特異な眼で見られがちである。職業に貴賤や優劣はないことは自明の理であり、この調査に参加する者は特にそれを自覚し、深夜の激務に従事する現場の人々に敬意を抱く必要がある。筆者はリベラル・フェミニズムの見地に立つため、いかなる強制された売買春行為についても不当な性的搾取であると考えているが、繁華街で現実に働く性産業労働者たちに敬意を抱くということは、これは売買春を肯定する、しないという議論以前の、人としての問題であると考えている。

## III. 結果

2007年9月から2009年9月の間に調査用紙による調査が実施された少年は76名（男子25名、女子51名）である。これ以外にも、調査に対する同意は得られなかったものの、立ち話や声かけ、保護・相談活動などで接触した少年が多数いる。

以下は、深夜の繁華街との関係が構築されている少年のケースを挙げる。なお、金銭を介在する性行為に関して、子どもたちを性的に搾取する大人の側に罪責があり、「買春」という言葉を用いることが適切であるが、子どもたち自身が用いる「援助交際」を尊重してそのまま使用した。

### ケース1：思春期女子少年——深夜徘徊常習

14才・中学3年女子。夏休み最後の土曜日深夜（正確には日曜午前）に地下鉄の入口階段で、仲間同士身を寄せ合うように集まっているところで出会う。2度目は初回の2週間後、繁華街の区域にある公園で仲間たちと集合していたところで出会った。2回目からインタビューを開始した。夏休みより名古屋市内の繁華街にて中学校の同級生らと深夜徘徊を常習とする。深夜徘徊による補導歴、窃盗による取調べ経験がある。

薬物歴はないが、万引き歴、自傷歴（リストカット）がある。学校はどうしているかを尋ねると、「毎日学校行っている」と。夜の街では、ホストたちや暴走バイクの少年たちが常に接近してくる。

家族構成は、幼少時に両親が離婚しており、義父・母・妹と暮らしている。父が継父であることを知ったのは14歳の時。父は昔から嫌いだったが「14年間本当の父だと信じていた」ため、事実を知らされ「ショックだった」。打ちひしがれる本人に、母は「悲劇のヒロインぶっとるな」と「言葉の暴力」を行う。

属するグループは、深夜徘徊常習グループ。固定メンバーは同級生女生徒（中学3年）、後輩女生徒（中学1年）。深夜徘徊の理由は「暇つぶし」。初回面接の段階では、将来の夢は「保育さん」だが、そのための準備はしていない。

調査者が初めて接触した段階（9月）では性交経験がなかったが、セックスを「したことないのは自分だけだから早くしたい」と強い性交願望があった。出会って2ヵ月後（11月）、酒に酔ったときに「レイプされた」「妊娠した」と。3回市販の妊娠検査薬で調べたが、いずれも陽性が出たと言う。この時点では、妊娠したというお腹を大事そうにさすっていた。さらに、12月初旬、「お腹が出てきた」。「レイプされた。酒に酔っていたので相手は誰かわからない。警察へは相手が誰かわからないし、知ってる人だと悪いから言わない」と。「最悪産むつもりだけど、もっと遊びたい」と涙目に語る。警察への被害届や病院受診を勧めたが、「もうちょっと悩んでみる」と断る。学校の先生は「何かあったら何でも言え」と言ってくれているが、「お金のことなどでは結局何もできないから相談していない」。養護教諭への相談は、「仲が悪いでたくない」。なんでも話せる人は、一つ下の後輩（女の子）だと。

両親は自分を見捨てていると思っている。先生は人によるが、友だちは「そうでないと信じてる」と自分に言い聞かせるように答えた。深夜徘徊で一緒に行動しているにもかかわらず、「信じてる」という言葉に過ぎず、「妊娠した」という少年に対し、一緒にいる他の少年たちの態度は他人事のようによそよそしい印象があった。

12月中旬に家出。家出中の夜7時頃に繁華街の自販機のタバコを買っているところで出会う。近況を尋ねると、「〇〇区の前輩のところにいる」という。そのうち「先輩」という女性が合流。「先輩」との会話では「貢いだ」とか「1000円しかなくなった」という言

葉が聞かれた。少年は、調査者から見て、以前よりもすさんだ印象があった。妊娠の問題について少年に確認したが、病院はなおも未受診だという。「産むにしてもおろすにしても、金が要る」。これ以後、消息不明。

## ケース2：思春期女子少年——深夜徘徊

14才、中学3年生。深夜2時40分、ケース3の少年とともに栄近隣の商店街を徘徊。母、兄、弟と4人暮らし。母は無職。父は離婚して不在。父からの暴力は昔からあった。性的逸脱、性交歴、薬物乱用歴、暴走歴はないが、喫煙習慣と万引きの経験はある。セックスはしたいとは思わない。男女問わず、人とうまくつきあえない。なんでも話せる人は親友2人。勉強も面白くないし、友達もいないので、中学3年になってから1回だけしか学校に行っていない。リストカットしたことがある。小学校6年生の時からいじめにあっており、自殺しようと思ったことがある。裏切られるから、いつもむなしと感じる。親と友だちは自分を見捨てているとは思わない。いま一番したいことは、「元カレ（タメ、中学3年）に会いたい」。将来の夢は「幸せな家庭」だと。

## ケース3：思春期女子少年——援助交際

15才、中学3年生。ケース2の少年と一緒に深夜の商店街を徘徊。ケース2の少年とは別の中学校に通っている。父、母、姉、妹と5人暮らし。父は工場勤務、母はパート勤務。深夜徘徊による補導歴がある。人とはまあだいたいうまくつきあえる。なんでも話せる人は姉と友達3人くらい。学校には行っており、学校の担任の先生は男女ともに好きだと。

薬物乱用歴、暴走歴はないが、万引き歴はあり、この調査当日も「さっき万引きした」と。援助交際歴あり。5000円でフェラチオをした。相手の男はロリコンで「気持ち悪かった」。風俗店での勤務経験はない。セックスについては「したいならどうぞって感じ」だと。リストカットしたことがあり、自殺については、「万引きがばれて、『犯罪者』と親にののしられ、髪を切られた」時にしたいと思った。親も先生も友達も自分を見捨てているとは思わない。将来の夢は、「自分の理想の人と結婚して幸せになる。貧乏で裏切られたらどん底」だと。

#### ケース 4：思春期男子少年——暴走グループ

16 才・高校生男子。名古屋市内の繁華街に近い公園に、10 名以上のバイク（ナンバーなし）のグループで集結。内、1 名は女子（ケース 1 の中学時代の同級生）であり、後部座席に乗っている。バイクは消音器が外されており、公園内を二人乗り、三人乗りして無秩序に疾走を繰り返していた。

少年の家族は母、兄、姉と四人。万引き経験はあるが、暴力団・薬物・風俗店などとの関係はない。自分たちは「暴走族ではない」と。

性経験はあるが、「つまらん」。セックスは「相手が見たいからする」のだと。中絶については「最低だと思う。中絶するならやらないでほしい」。

自傷歴、自殺願望はない。いま一番したいことは、「ツレと一緒にいたい。学校を辞めたい」であり、将来の夢は、「家庭をもつこと」。大人への要望は、「日本をたて直してほしい。殺人などが多いのは大人が子供すぎるからだと思う」と。

#### ケース 5：思春期女子少年——援助交際

17 才・ショップ店員女子。家族構成は父、姉二人、祖父母。両親は他県の小学校教師だったが、母は乳がんで死亡。名古屋に出てきて一人暮らしをしている。公立高校の定時制を休学中だが、学校の先生は「チョーいい人」。姉は何でも相談できる相手だが、親との関係は「微妙」だと。

深夜徘徊による補導歴あり。自傷・薬物・万引き・風俗店勤務歴などはない。お金はショップの給料と「出会いカフェのおじさんから」もらっている。「今夜も出会いカフェでお金を稼ぎに来た」と。「エッチした時、おりものが臭かったから、性感染症が心配」であり、「妊娠が心配」だと。

将来の夢はデザイナーになることと結婚したいということ。

#### ケース 6：年長男子少年——ホスト

18 才・ホスト男子（高校 3 年生の年齢）。鉄筋工の父と二人暮らし。母は小さい頃に離婚。高校には行かなかった。18 才になるまではほとんど現場の仕事（配管工、塗装工、鉄筋工）をしてきた。18 才になったのをきっかけにホストになった。

薬物（マリファナ）・万引き歴あり。自傷歴はない。中学卒業後すぐ 5 月に窃盗・空巣・集団暴力で逮捕され、保護観察となった。中学 3 年生の時の先生はやさしく

言ってくれてよかった。親は自分を見捨ててはいないし、自分がいないほうがいいと思うことはない。いまは「一日平凡に過ぎていけばよい。友だちと仲良くしたい」と。

#### ケース 7：思春期女子少年——高校生

16 才・夜間高校 1 年女子。キャバクラ勤務。父は離婚し、母、祖母と暮らす。母は介護職員。父は何人も変わっている。小学校 4 年生のとき、親は一度自分を見捨てたが、いまは違う。

今夜は「クラブをはしごして今から帰るところ」。補導歴、逮捕歴があり、中学校教師に対する傷害で少年鑑別所に入ったことがある。先に教師から殴られて、殴りかかった。教師は怪我をし、警察に届出されて鑑別所に入所。しかし、同級生たちが目撃証言とともに署名を集めてくれた。以前はすぐに暴力を振るうことがあったが、今は手は出さずに口で話す。

薬物歴があり、「中学の最初にシンナーから。タマ（エクスタシー）、クサ（マリファナ）、シャブ（覚醒剤）、くすりはいろいろやった。クサは薬物だと思っていない」「くすりは好きな男ができると止める。それでシャブは止めた。彼はヤンキーの硬派で、『くすりを止めないなら俺も死ぬ』と言ってくれた」と。

中学 2 年生のとき、テレクラで知り合ったおじさんと援助交際。一番荒れていた時期。その後、デリバリーヘルスなど風俗店で働いたこともある。レイプされたことがあるが、話したくない。出会いカフェにはいつも来ていて、援交しなくてもお金をもらえる。将来の夢は「幸せな家庭、絶対離婚しない家庭がほしい」と。

#### ケース 8：思春期女子少年——スカウト

17 才・スカウトマン女子（高校 2 年生の年齢）。ホストクラブの従業員を勧誘する仕事をしている。父は離婚、母、姉と暮らす。学校は高校 1 年の 2 月に中退。「先生も合わなかった」と。家庭内暴力（母と姉に対して）をしている。窃盗、恐喝、暴行、傷害による逮捕歴がある。薬物歴はない。万引き歴はあるが、いまはやっていない。暴走族に入っていた（友だちが入っていたから）こともある。過食などの食行動の異常はないが、気分の変動は本人が「困るくらいある」。「人の役に立たないのかなと思う時とかに、自分がいないほうがいいと思うことがある」が、自殺しようとは「思っただけで試みたことはない」。「親は自分を見捨てていないが、

先生や友だちは自分を見捨てていた」と感じている。

#### ケース9：思春期女子少年——フリーター

16才・フリーター女子（高校2年生年齢）。一人暮らし。両親は公務員で姉がいる。高校は2回行き、1回目は校長と喧嘩して中退。2回目は専門学校で、「夜やっているのがばれて」退学となる。キャバクラ嬢やデリヘル（デリバリーヘルス：無店舗型特殊風俗営業）などいろいろやったが、いまは長い付き合いの「昔のお客さんから（セックスはなしで）お金をひいている」と。

中学3年夏に、先輩から「マリファナ、スピード、アヘン、白い錠剤」などを勧められてやった。自傷・過食はない。親は自分を見捨ててはいなかったが、先生は見捨てていたし、友だちは裏切られるのが嫌なので作らなかった。

#### ケース10：年長女子少年——風俗店勤務

18才・デリヘル嬢女子（高校3年生の年齢）。会社員の父、ヘルパーの母、妹と暮らす。高校2年で中退した。

今夜はホストクラブに飲みに行くために来た。マクドナルドで酔いつぶれて補導されたことがある。薬物歴、自傷歴、過食傾向はないが、万引き歴はある。なんでも話せる人は同い年の女の友だち。

デリバリーヘルスの仕事は「お金がほしいから」しているが、「嫌なときもある。お客さんが合わないときはがまんする」「デリのときは何も考えていない」ようにしている。自分はいないほうがいいのかと思うことはないし、親も友だちも自分を見捨てているとは思わない。「ネイル・アーティストになりたいので、来年学校に行くつもり」だと。

#### ケース11：年長男子少年——ホスト

18才・ホスト男子（高校3年生の年齢）。家族構成は、会社員の父、主婦の母、姉と暮らす。高校は合わずに欠席が多く、高1の終わりに先生から「テストだけ受ける」と言われて受けたが落とされ、「裏切られた」と思って辞めた。そのときは高卒の重みを知らなかった。辞めてからすぐに現場作業についたが、スポーツで膝を悪くしていたので続かなかった。ホストクラブの店長は許してくれないが、通信制高校に入学したいと考えている。

無免許、タバコ、傷害、恐喝などで補導歴がある。

薬物歴（マリファナ）、万引き歴、暴走歴（暴走まがいで）、過食傾向もあるが、自傷歴はない。

ホストは17才から始めた。店の主任になったものの、人を騙してというのがむなし。昼は客と会ったりするためよく眠れない。

なんでも話せる人は両親。中学の先生はよく話を聞いてくれたが、高校は冷たいと思った。将来の夢はいっぱいある。先生になりたい。美容師とか水商売の一番上を目指してみたい。18才から働きたくない。昼間働いている人にも恥ずかしくない仕事につければいい。

#### IV. 考察

本研究は、虞犯少年の実態について、実際に現場で少年自身に接触して明らかにしようとした点で意義がある。非行少年について先入観のみで「チンピラ」呼ばわりすることは単純であるが、安全な場所にいて生身の少年たちと接することなしに彼らの真実を知ることにはできない。現場に立脚した実態把握は、現場主義の調査に基づいて、少年たちの生の声を汲み取ることによってしか得られない。また、この調査によって、現場に出向かなければ出会えない、非行傾向のある少年たちの生の声を社会に伝えるのみならず、大人として現場にいる以上、思春期の子どもたちの悩みに応えることを調査よりも優先とした。暴走グループの一人、ケース4では、高校に馴染めないなどの悩みを聞き、「話せる大人ができてうれしい」と安心した様子を示していた。深夜の街において、話を聞こうという大人の存在は、少年たちに社会との繋がりや社会から見捨てられていないという安心感を与える可能性が示唆される。

さらに、社会現象を集団として把握するのが疫学的手法であり、従来の公衆衛生におけるスタンダードであった。しかし、個人の尊厳を大前提とする現代社会において、社会現象は個性あふれる個人の行動の集積と理解されねばならない。とすれば、マスで捉えることをあえて避け、ケーススタディによって被対象者となった少年たち一人ひとりの個性を尊重する作業が不可欠となる。これは市民自らが健康を勝ち取るために活動を実践するヘルス・プロモーションの理念と一致する。

#### 虞犯傾向のある18歳未満の「思春期少年（こども）」と18歳・19歳の「年長少年」との比較

18歳未満であり、国際法上の用例である「こども」

<sup>10)</sup> では、より身近な社会である親、学校、家庭との葛藤が認められる。わが国の少年法上、「少年」と分類されている「年長少年」になると、問題を自己コントロールする力が芽生えてくる。ここに「少年」が「少年」たる所以がある。すなわち、それは少年の「可塑性」と呼ばれる自律的あるいは他律的矯正能力である。

### 薬物、違法風俗店などブラック・マーケットなどとの関係

ケース6、7、9、11ではマリファナなど薬物の使用経験が認められた。入手先は友人や先輩などであり、提示したケース以外の聞き込みでは「マリファナをカラオケ店でタダでもらった」という複数情報もあった（真偽不明だが、警戒すべき内容であり、注意喚起のため報告する）。マリファナの初回使用を無料提供され、その後の使用継続により、子どもたちから金銭を吸い取るという構造である。提示したケース以外に、大手暴力団との関わりをもつ思春期少年にも遭遇している。これは夜間に限った話ではない。暴力団は組織の維持・拡大と構成員確保のため、虞犯傾向を示す少年に対して最初に食指を伸ばす。

ケース7、8、9、10、11のように、風俗店における18才未満の違法就業が認められた。これは予想されたもので、予備調査の段階で風俗店の客引き（24才・キャッチ男性）への聞き込みでも、「全然ある」、すなわち風俗業界では風俗店における18歳未満の違法就業は暗黙の常識であるということが窺える。

### 虞犯と児童虐待との関係

ケース1では、深夜徘徊におけるリーディングケースといえる。家庭において居場所がなく、ネグレクトされているのと同様の扱いを受けている。ケース1の通う中学校は、教育困難校として位置づけられている。夜間となると学校の介入にも限界がある。家庭が正常に機能していないと、子どもに対する監護に間隙が生まれ、実質的なネグレクトから生じる重大な結果を助長する。

### 親権・監護権者および義務教育期間における教師との関係

「親は自分を見捨てていないが、学校の先生は見捨てていた」という回答がケース8、9、11でみられた。義務教育期間の教師に対しては、肯定的にとらえ、高

等学校の教師に対しては、否定的にとらえている少年がいる。親権・監護権者および義務教育期間における教師との関係性が良好なこどもにも虞犯傾向は認められる。

### 少年非行の理論的問題

少年非行の原因論については理論的考察が必要となる<sup>11)</sup>。その中で、人間行動は社会的に学習されるという仮定に基づいて、犯罪と非行を説明しようとするアプローチがある。これを社会学習理論という<sup>12)</sup>。その中でも、Sutherland & Cresseyの提唱する分化的接触理論（Differential Association Theory）は、犯罪傾向のある大人や非行傾向のある仲間との接触によって、犯罪・非行行動が招かれ、非行少年が形成されることを指摘している<sup>13)</sup>。現に、深夜の繁華街を訪れる少年たちは暴力団などと接触する可能性が大きい。そうであっても、非行傾向のある他の少年または少年集団と合流する機会がある。18歳未満の少年を雇用する違法な風俗店に至っては、すでにその風俗店が法そのものを破る存在となっている。本調査におけるケースを検討しても、分化的接触理論は虞犯少年に妥当するといえる。

一方、社会コントロール理論（Social Control Theory）と呼ばれる一連の非行理論のうち、Hirschiは「絆（Bond）」の重要性を強調し、非行の抑制要因として、Attachment、Involvement、Commitment、Beliefを挙げ、非行対策として家庭支援、青少年教育活動による社会化を主張している<sup>14)</sup>。人は人として、互いを認め合い、思いやるからこそ「絆」が築き上げられ、安心して生きていける。「絆」は少年たちにとってSocial Capitalの概念に相当するのではないかと思われる<sup>15)</sup><sup>16)</sup>。したがって、ボンド理論は基本的に妥当であると考えられる。現に深夜の街においては、孤立した少年の存在も認められた。「絆」が構築されていないこどもたちが虞犯傾向という悲鳴のようなサインを示すのかもしれない。実際、ケース11では、通信制で再び高校に行きたいという希望があり、勉強方法について調査者が3回相談に乗ったが、ホストクラブの店長から「主任」という役職を与えられたことにより、高校進学希望は薄れていった。店で必要とされているという社会的ボンドが形成されつつあるのが認められた。

さらに、Pattersonらは親のしつけ（Ineffective Parenting Practices）が不十分であることが、就学後

の不適応を招き、社会的ボンドが十分に形成されないために、同タイプの非行集団・逸脱集団が形成されて非行の学習、やがては非行につながると指摘している<sup>17)</sup>。確かに一元的にはそういった側面は否めないが、こどもの非行化を防ぐ社会関係は多元的なものであり、家庭にのみ非行の原因を求めることは妥当でない。就学後の不適応についての責任は学校教師にもあり、様々なバックグラウンドがある親たちに社会規範に対する責任を負わすのは酷である。どのような背景のこどもが入学してこようと、そこに規範を教えるのは教育のプロである教師の責任も大きい。よくしつけられたこどもだけを教育するのが教師の役割とは言えないだろう。

他に、本調査の結果に適合的な理論として、Moffittらによって提唱された発達類型論 (Developed Taxonomy) を挙げることができよう。Moffitt によれば、反社会的行動を示す者には二つのタイプがあり、一つは生涯継続反社会性タイプであり、これは少数に止まる。もう一つは青年期に一過性に非行傾向を示す青年期限定反社会性タイプであり、非行の圧倒的多数はこのタイプに属し、成人後は社会に適応した生活を送るといふ<sup>18)</sup>。確かに、虞犯少年の大半が将来成人犯罪者となるわけではないことから理解できる。しかしながら、この理論の難点は、前者について、乳幼児期の神経障害に反社会性のルーツを求めているところにある。繰り返し強調したいところは、非行の原因論は多元的に展開されるべきものである。たとえこどもの器質的問題に決定論的要素があるにせよ、親や教師、ひいては社会の責任の重要性を軽視するわけにはいかない。非行を考える上で、生物学的問題に短絡的に帰責させてはならないのである。これは疾病を考える際に、疾病発生の三大要素 (宿主、病原、環境因子) を考慮に入れなければならないのと同様である。

### 本研究の限界と今後の課題

本研究では、セレクションバイアスの問題を指摘されるかもしれない。確かに、本研究では、非行少年の集合する現場からケースを得ており、そうした場所に所在しない非行少年 (引きこもりベースなど) の実態は反映されていない。大都市の繁華街や公園という特殊な場でのケースがほとんどであることから、小中学校区などを基盤とするより一般的な地域社会の実態は反映されていない。また、街頭にて被対象者の協力を求めているため、より他人との接触に抵抗のない、積

極性のあるケースが選定された可能性がある。さらに、風俗店に勤務する思春期少年の場合、朝まで店内に留まっている場合があり、接触が困難なグループの存在が推測される。どのようにそうしたこどもたちと接触を試みるかは今後の課題である。

さらに、少年非行の原因論とともに重要となってくるのは、その予防理論である。予防理論については、壊れ窓理論 (The Broken Windows Theory)<sup>19)</sup><sup>20)</sup> や近年注目されているゼロ・トレランス (Zero-Tolerance)<sup>21)</sup> による刑事政策への応用が、軽微な虞犯から少年犯罪に至っていく過程を予防するために有用となる可能性がある。また、社会的「絆」の構築を援助するにあたり、少年非行に対する保護処分としての「社会奉仕命令」は参考になる<sup>22)</sup>。社会奉仕命令は、すでにいくつかの国・地域で実践が試みられている修復的司法 (Restorative Justice)<sup>23)</sup><sup>25)</sup> の一つの試みで、非行を犯した少年に対し刑罰に代わる社会奉仕労働を課すものである<sup>26)</sup>。社会奉仕命令は、犯罪・触法のみならず、虞犯についても看過することなく、施設や地域において活躍の場を与えることにより、非行少年に社会との「絆」を学ぶ機会をもたらす可能性が期待される。予防拘禁や保安処分的発想はラベリングと同様不当であるが、虞犯傾向を示す少年に対して「社会奉仕命令」を採り入れることは妥当であると考えられる。むしろ、虞犯少年に対してのみというようなラベリングを避け、一般の義務教育および中等高等教育期間において、すべての児童・生徒に「社会奉仕活動」や「社会内活動」の機会を設けたり、あるいはすでに実践されている「社会体験学習」を拡大的に実施することは、こどもたちにとって「社会貢献」することへの喜びを知り、社会の中の自分と見つめあうよい機会となると思われる。

### V. 結論——むすび

家庭に居場所のないこどもは仲間とのつながりを求め、親も教師もない深夜の街に出てくる。深夜の繁華街には違法風俗店や薬物など、こどもたちから搾取を試みようとするブラック・マーケットがあり、つながりがうまく構築できないこどもは、金で得られるハードルの低いつながりの構築へと流れようとする。そういったこどもたちの中には、なんらかの児童虐待を少なからず受けている少年の存在も認められる。一方で、親権・監護権者および義務教育期間における教師との関係性が良好なこどもにも虞犯傾向は認められ



る。虞犯少年の保護のためには、親権・監護権者の主体性に期待するのではなく、一部または全部の支援などパートナーリスティックな国の対応が必要である。

確かに、虞犯少年に対する介入は、わが国の憲法の基調となっている個人主義・自由主義とパートナーリズムとは一見すると背反するものに見えるかもしれない。実際、こどもの意思は尊重されなければならないことは、児童の権利条約からも明らかである。しかし、ケースからもみられるように、虞犯傾向を示す思春期少年は成長途上にあり、未熟な面があることは否定できない。個人主義・自由主義の理念を崩さずに少年非行問題と取り組むためには、刑罰をもってする司法的介入ではなく、保護を原則とする福祉的援助が中心に据えられなければならない。少年非行の予防における一般予防は、社会医学的表現をするならば概ね1次予防に相当する。しかしながら、少年非行・少年犯罪は一般予防とともに、少年個人を対象とする個別的対応、すなわち特別予防が重要である。予防医学と臨床医学との関係のように、一般予防と特別予防がうまく機能することで、少年非行の2次予防が達成されようと考えられよう。そのために最も身近にいる親・教師・地域社会の大人たちが、個別的に熱意と愛情をもってこどもたちに接することにより、こどもたちとの間で社会との「絆」の意識を育てていくことが大切である、という最も基本的なことを強調して本稿を終えたい。

なお、本調査活動は、現在も継続中であり、単なる調査に止まらず、現場で接した少年たちの悩みなどの相談を受けるようにしていることを付記しておく。

## 謝辞

本研究の端緒は、2007年8月の日本思春期学会における「夜回り先生」こと水谷修先生の講演にある。無理をするなどのアドバイスは気負いがちな私にとって最も適切な助言となっている。加藤久雄・慶應義塾大学法学部元教授には、犯罪学の基礎、少年司法とその処遇についての基本をご指導いただいた。上田寛・立命館大学法科大学院教授からは、ご多忙にもかかわらず、研究の方向性について重要な示唆をいただいた。思春期の精神医学的な問題について、古橋忠晃・名古屋大学大学院医学系研究科精神健康医学分野助教から多大なる協力をいただいた。古橋先生とは今後、少年非行について共同研究を行っていく予定である。東京大学健康社会学分野の木村美也子先生からは、本研究について最後まで理解と激励を受けた。名古屋市立大

学大学院医学研究科公衆衛生学分野・樋口慶子氏には「不言実行」の大切さを教えられた。現場では警察官、救急隊員の方々の献身的な努力も目の当たりにした。様々な困難に立ち向う姿勢に敬意を表したい。なにより、国立健康・栄養研究所の徳留信寛理事長には、不肖の弟子であるにもかかわらず、名古屋市立大学医学部生時代より長きにわたり温かいご指導を賜ったことに謹んで深く感謝を申し上げたい。

最後に、少年に出会わないで徒労に終わる夜さえも笑顔でともに活動を続けてくれているスタッフたちの勇気と努力を誇りに思う。慎み深い彼らスタッフは、本稿に名前を挙げられることを固辞されていることをお断りしておく。街で出会ったこどもたちと彼らの幸せを願うすべての人々に本稿を捧げたい。

## 文献

- 1) 大谷實. 刑法講義総論[新版第3版]. 東京:成文堂、2009: 87-93
- 2) 最高裁判所事務総局『司法統計年報 4 少年編 平成19年』東京:法曹会、2008
- 3) 渋谷秀樹. 憲法. 東京:有斐閣、2007: 103-104
- 4) 田宮裕、廣瀬健二編. 注釈少年法[第3版]. 東京:有斐閣、2009
- 5) 水谷修. 夜回り先生. 東京:サンクチュアリ出版、2004年
- 6) 家庭裁判所調査官研修所編. <犯保護事件の調査方法について. 東京:法曹会、1988: 1-45
- 7) American Psychiatric Association. Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders. 4th Ed. Text Revision. Arlington, APA, 2000
- 8) Grbich, C. Qualitative Research in Health: An Introduction. Sydney, SAGE Publications, 1998: 84-120
- 9) Bynum JE & Thompson WE. Juvenile Delinquency: A Sociological Approach. 7th ed. Boston, Pearson Education Inc, 2007: 200-207
- 10) 波多野里望. 逐条解説 児童の権利条約[改訂版]. 東京:有斐閣、2005
- 11) Bynum JE & Thompson WE. op. cit. : 89-233
- 12) 小林寿一編. 少年非行の行動科学. 京都:北大路書房、2008: 20-51
- 13) Sutherland, EH & Cressy, DR. Principles of Criminology. 1956 Philadelphia: Lippincott.

- 14) Hirschi T. Causes of Delinquency. Berkley, University of California Press, 1969: 16-34
- 15) Berkman LF and Kawachi I, ed. Social Epidemiology. New York, Oxford University Press, 2000: 174-190
- 16) 木村美也子. ソーシャル・キャピタル. 保健医療科学. 2008: 252-265
- 17) Patterson, GR, DeBaryshe, BD, & Ramsey, E. A developmental perspective on antisocial behavior. American Psychologist 1989: 329-335
- 18) Moffitt, TE. Adolescence-limited and life-course-persistent antisocial behavior: A developmental taxonomy. Psychological Review 1993: 100(4):674-701
- 19) 大塚尚. 破れ窓理論 (Broken Windows Theory). 警察学論集. 2001; 54(4): 75-87
- 20) 大塚尚. 破れ窓理論 (Broken Windows Theory). 警察学論集. 2001; 54(5): 179-186
- 21) Grabosky P. (小宮信夫訳). 重大な青年犯罪と闘うゼロ・トレランス政策の限界. 犯罪と非行. 2001; 128 : 5-22
- 22) 加藤久雄. 「社会奉仕命令」導入に関する諸問題—非行・犯罪少年に対する適用を中心にして. 罪と罰. 1992; 29(4): 5-12
- 23) 細井洋子、西村春夫、檉村志郎他編. 修復的司法の総合的研究. 東京：風間書房、2006: 35-57
- 24) 高橋則夫. リストラティブ・ジャスティスの国際的動向—修復的司法とは何か—. 現代刑事法. 2002; 4(8): 13-19
- 25) 小宮信夫. イギリスの修復的司法—少年犯罪とコミュニティ—. 罪と罰. 2003; 40(4): 39-46
- 26) 加藤久雄. ミュンヘンにおける「刑罰に代わる社会奉仕労働」について. 家庭裁判月報. 1980; 32(9): 1-28

なお、犯罪学の基礎理論全般にわたって、上田寛『犯罪学講義』（東京：成文堂、2004年）を、青少年保護に関する基礎理論については、安部哲夫『新版 青少年保護法』（東京：尚学社、2009年）を参照にした。